

校内弁当販売契約書

使用許可人 県立豊見城南高等学校校長を甲とし、校内弁当販売業者を乙とし、甲乙間において、次の条項により県立豊見城南高等学校校内弁当販売許可を締結する。

契約期間は平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日とする。

- 第 1 条 甲は、その所有する校庭を乙に校内弁当販売の目的をもって使用させることを約する。
- 第 2 条 乙は、弁当の販売について、施設の利用及び生徒の指導等、全面的に甲の指示に従うものとする。
- 第 3 条 乙は、食品衛生法第 52 条による営業許可証を受けたものでなければならない。なお、「営業許可証」の写しを提出する。
- 第 4 条 甲は、乙が契約書の条項に反したり、学校教育上又は管理運営上必要と認めた場合、契約を解除することができる。契約の解除に当たり、甲は乙に対し何の責務も負わない。
- 第 5 条 乙は、いつでも契約の解除を申し出ることができる。ただし、解除の日から 20 日前までに甲に通知しなければならない。
- 第 6 条 弁当販売の廃止に伴う契約解除については、甲は乙に対し事前に通告し、乙は甲に対しその既得権の主張をしないものとする。
- 第 7 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。
- 第 8 条 乙は、弁当の製造販売に当たり安全衛生管理を徹底すること。乙の販売した弁当により食中毒等が発生した場合には、一切の責任を負うものとする。
- 第 9 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又は、この契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。
- 第 10 条 この契約の成立を証するために、本書を 2 通作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。
- 附 則 乙は、別に定める「弁当販売における厳守事項」を厳守しなければならない。

平成 29 年 3 月 日

(甲) 使用許可人 住 所 豊見城市字翁長 520
名 称 沖縄県立豊見城南高等学校

代表者 校長 宮 城 静 子 印
連絡先 TEL : 098-850-1950 FAX : 098-850-9239

(乙) 弁当販売業者 住 所 -----
店 名 -----
代表者 -----
連絡先 -----